

01016

鳥取県公報

本書ノ大キサハ國定規五刊

昭和二十七年二月十九日
第二千二百八十七号 火曜日

◆鳥取県規則第六号

鳥取県職員退職手当支給條例の施行細則の一部を改正する規則

- ◆規則 鳥取県職員退職手当支給條例の施行細則の一
部を改正する規則
- ◆告示 大村長候補者の資格確認申請期日指定
- 土地の公用廃止
- 看護料金の決定
- 資格審査結果公告
- ◆正誤 昭和二十六年十月十五日県訓令甲第十九号、
二十号及び二十一号中訂正

規則

鳥取県職員退職手当支給條例の施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十七年二月十九日

鳥取県知事 西尾愛治

鳥取縣公報 每週火金曜日發行(休日ニ當ル)

(昭和二十七年二月十九日 第二千二百八十七号)

(昭和四年四月十五日 第三種郵便物認可)

一

第四條第一号中「計算した失業保険金の日額」を「失業保険法(昭和二十二年法律第百四十六号)の規定により計算した失業保険金の日額(以下「失業保険金の日額

除く。)

法律第二百七十三号)第十八條第二項の規定による退職所得に関する申告書(在職中に死亡した場合を

「という。」に改める。

第五條第一項中「給与日額に属する等級」を「給与日額の属する等級」に改め、同條第三項中「その他労働の対価として支払われたすべての給与」を「その他労働の対価として支払われたすべての給与（通貨以外のもので支払われたものを除く。）」に改める。

第六條第一項中「退職の日の翌日から起算して」を「その退職手当の支給を受ける資格を有する者が失業者の退職手当受給資格者証交付願（以下「交付願」という。）を提出した日（退職の当日提出したときは、翌日）から起算して、」に改め、同條第二項中「失業保険法又はこの規則に定める受給資格者とならないうちに」を「失業保険法若しくは船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の規定による失業保険金又はこの規則による失業者の退職手当の支給を受ける資格を取得しないうちに」に改める。

第六條第二項の次に次の二項を加える。

失業保険法又は船員保険法の規定による失業保険金の

支給を受ける資格を有する者が、離職の日から起算して一年内に職員となり、失業者の退職手当の支給を受ける場合においては、その者の待期日数の計算は、失業保険法又は船員保険法の規定による失業保険金の支給を受けることのできる日数を経過した日からこれを行うものとする。

第七條第二項中「失業保険法又はこの規則による受給資格者とならないうちに」を「失業保険法若しくは船員保険法の規定による失業保険金又はこの規則による失業者の退職手当の支給を受ける資格を取得しないうちに」に改める。

第九條第一項中「毎月一日及び十六日」を「毎月一日及び十六日（その日が休日又は日曜日にあたるときは、その日前において、その日に最も近い休日又は日曜日でない日）」に改める。

第十條を次のように改める。

第十條 受給資格者は、失業者の退職手当受給資格者証

（以下「受給資格者証」という。）の交付を受けようとするときは、退職の際交付願（別記第二号様式）を所属長を経て任命権者に提出しなければならない。

所属長において、交付願を受理したときは、これに失業者の退職手当受給資格に関する調書（別記第三号様式）を添えて、直ちに、任命権者に提出しなければならない。

任命権者において、交付願の書類を受理したときは、これを審査し、不備の点がないと認めたときは、受給資格者証（別記第四号様式）を受給資格者に交付するとともに、失業者の退職手当の支出既未済等の事項を明かにするため失業者の退職手当支給台帳（別記第五号様式。以下「支給台帳」という。）を作製し、保管しなければならない。

第四條第二号の規定による失業者の退職手当の受給資格者が待期日数の間における失業の認定を受けようとするときは、待期日数の経過した後すみやかに、受給資格者証及び待期日数の間ににおける失業の認定願（別記第六号様式。以下「認定願」という。）をもとの任命権者（

その者の退職後もこの任命権者が無くなつたときは、その事務を引き継いだ任命権者。以下同じ。）に提出しなければならない。

もとの任命権者において、受給資格者証及び認定願を受理したときは、受給資格者が就職した日の有無を確認の上待期日数の間ににおける失業の認定を行うとともに受給資格者証及び支給台帳に必要な事項を記載し、受給資格者証は、これを受給資格者に還付しなければならない。

受給資格者が失業者の退職手当の支給を受けようとするとときは、第四條第一号の規定による失業者の退職手当の受給資格者があつては前條の支給日毎に、同條第二号の規定による失業者の退職手当の受給資格者があつては前項の失業の認定を受けた後において前條の支給日毎に、受給資格者証及び当該支給期日の直前の支給期日から当該支給期日の前日までの間ににおける失業の日数に対する分の失業者の退職手当支給願（別記第七号様式。以下「支給願」という。）をもとの任命権者に提出しなければ

ならない。

もとの任命権者において、受給資格者証及び支給願を受理したときは、受給資格者が就職した日の有無を確認の上当該支給期日の直前の支給期日から当該支給期日の前日までの期間について失業の認定を行つた日に對する分の失業者の退職手当を支給するとともに、受給資格者証及び支給台帳に必要な事項を記載し、受給資格者証は、これを受給資格者に還付しなければならない。

受給資格者が、詐欺、その他不正行為によつて、失業者の退職手当の支給を受け、又は受けようとしたときは、失業者の退職手当は支給しない。この場合において、もとの任命権者は、失業者の退職手当の支給を受けた者に対し、当該支給金額に相当する金額の返還を命ずることができる。

第十條の次に次の二條を加える。

第十一條 失業保険法又は船員保険法の規定による失業保険金の支給を受ける資格を有する者が離職の日の翌日から起算して一年内に職員となり、この規則による

受給資格者となつた場合においては、失業保険金の給付を受けることのできる日数（第四條第二号の規定による失業者の退職手当の受給資格者にあつては、その日数に第四條の待期日数を加えた日数）が経過するまでは、失業者の退職手当は支給しない。

受給資格者が給付日数又は待期日数の経過しないうちに職業に就き、第三項第一号但書に規定する失業保険金の支給を受ける資格を取得した場合においては、そちの失業保険金の支給を受けることのできる日数又はそのままの日数に待期日数の残日数を加えた日数が経過するまでは失業者の退職手当は支給しない。

受給資格者が待期日数又は給付日数の経過しないうちに職業に就き、左の各号の一に掲げる給付の支給を受ける資格を取得した場合においては、従前の資格に基く失業者の退職手当は支給しない。

一、失業保険法の規定による失業保険金但し、失業保険法第五章（日雇労働被保険者に關する特例）の規定による失業保険金を除く。

二 船員保険法の規定による失業保険金

三 この規則による失業者の退職手当

第十二條 受給資格者は、受給資格者証を滅失又はき損した場合においては、その旨を、もとの任命権者に申し出で、受給資格者証の再交付を受けなければならぬ。

もとの任命権者は、前項の申し出によつて受給資格者証を再交付する場合には、受給資格者証に再交付の旨を記載しなければならない。

受給資格者証の再交付があつた場合には、従前の受給資格者証はその効力を失う。

別記第二号様式から第九号様式までを次のように改める。

01020

01019

01021

失業者の退職手当受給資格に関する調書

任命権者 殿	提出年月日	昭和年月日				
所屬長 職氏名		(印)				
次の通り取り調べたので報告する。						
氏名	性別	年令				
現住所						
元勤務箇所						
退職年月日	昭和年月日	退職事由				
交付提出年月日	昭和年月日	交付願出頭				
交付願受理年月日	昭和年月日	提出区分郵送				
給与支給実績						
月別 種類	月	月	月	月	月	計
俸給	円	円	円	円	円	円
扶養手当						
勤務地手当						
寒冷地手当						
特殊勤務手当						
超過勤務手当						
休日給						
夜勤手当						
計						
※失業者の退職手当受給資格						
退職手当 給与総額	円(A) 円(B)	待期日数 給付日数	A C	D 180—D	日(D) 日	
給与日額 手当日額	B 180 円	待期満了予定日 支給開始予定日	昭和年月日 昭和年月日			
手当金額 受給資格	C × 180 — A 有 無	資格満了日 台帳番号	昭和年月日 番号			

- 備考 1 所属長は、失業者の退職手当受給資格者証交付願を受理したときは、これにこの調書を添えて直ちに任命権者に提出しなければならない。この場合※印の欄には記載しないこと。
 2 交付願の提出年月日欄には、受給資格者が交付願に記載した提出年月日を記載すること。
 3 交付願の受理年月日欄には、所属長が交付願を受理した年月日を記載すること。
 4 交付願提出区分欄には、交付願の提出方法に応じて、該当のものに○印を附すこと。
 5 給与支給実績欄には、退職者の退職した月前ににおける最後の六月(月の末日で退職した場合は、その月及び前五月)に支払った給与の額をその種類ごとに各月別に記載すること。

01022

第三号様式

任命権者 殿	提出年月日	昭和年月日				
所屬長 職氏名		(印)				
次の通り取り調べたので報告する。						
氏名	性別	年令				
現住所						
元勤務箇所						
退職年月日	昭和年月日	退職事由				
交付提出年月日	昭和年月日	交付願出頭				
交付願受理年月日	昭和年月日	提出区分郵送				
給与支給実績						
月別 種類	月	月	月	月	月	計
俸給	円	円	円	円	円	円
扶養手当						
勤務地手当						
寒冷地手当						
特殊勤務手当						
超過勤務手当						
休日給						
夜勤手当						
計						
※失業者の退職手当受給資格						
退職手当 給与総額	円(A) 円(B)	待期日数 給付日数	A C	D 180—D	日(D) 日	
給与日額 手当日額	B 180 円	待期満了予定日 支給開始予定日	昭和年月日 昭和年月日			
手当金額 受給資格	C × 180 — A 有 無	資格満了日 台帳番号	昭和年月日 番号			

- 備考 1 所属長は、失業者の退職手当受給資格者証交付願を受理したときは、これにこの調書を添えて直ちに任命権者に提出しなければならない。この場合※印の欄には記載しないこと。
 2 交付願の提出年月日欄には、受給資格者が交付願に記載した提出年月日を記載すること。
 3 交付願の受理年月日欄には、所属長が交付願を受理した年月日を記載すること。
 4 交付願提出区分欄には、交付願の提出方法に応じて、該当のものに○印を附すこと。
 5 給与支給実績欄には、退職者の退職した月前ににおける最後の六月(月の末日で退職した場合は、その月及び前五月)に支払った給与の額をその種類ごとに各月別に記載すること。

記事

裏面

处理 經道

区分 回数	支給 年月日	処理 年月日	期 間	失業認定 日	給付残 数	支給願 意	取扱 者印	摘要
				日	数	日	印	要
認定 願			自至					
			自至			日	円	

支

給

自注

失業者の退職手当受給資格者証

台帳番号	交付年月日	昭和年月日
氏名	性別	年令
現住所		
元職名		
元勤務箇所		
退職年月日	昭和年月日	
交付願提出年月日	昭和年月日	
退職手当	円(A)	
給与総額	円(B)	
給与日額	円 181	
手当日額	円(C)	
待期日数	日(D)	
給付日数	180-D 日	
支給期日	毎月1日及び16日	
(給与総額の内訳)	1 働 紙 円 2 扶 養 手 当 円 3 勤務地手当 円 4 寒冷地手当 円 5 特殊勤務手当 円 6 超過勤務手当 円 7 休 日 紙 円 8 夜 勤 手 当 円 9	

注 意 事 項

- 1 この証の交付を受けた際記載事項について誤があるときは、すみやかにとの任命権者に申し出て、訂正を受けること。
 - 2 退職手当の支給を受けた者は、待期日数の経過した後すみやかにこの証及び待期日数の間における失業の認定願をもとの任命権者に提出し、待期日数の間における失業の認定を受けなければならぬこと。
 - 3 失業者の退職手当の支給を受けようとするときは、支給期日毎にこの証及び失業者の退職手当支給願をもとの任命権者に提出しなければならないこと。
 - 4 支給期日が休日又は日曜日にあたるときは、その前日においてその日に最も近い休日又は日曜日でない日を支給期日とすること。
 - 5 支給期日にこの証及び失業者の退職手当支給願を提出しないときは、失業者の退職手当の支給を受けることができないこと。
 - 6 詐欺、その他不正行為によつて失業者の退職手当の支給を受け又は受けようとしたときは、失業者の退職手当の支給を受けることができなくなること。
 - 7 氏名又は現住所を変更したときは、その変更のあつたときから十日以内に届け出なければならないこと。
 - 8 この証を滅失又はき損したときは、すみやかに申し出て再交付を受けなければならないこと。

任命權者職氏名

印

01025

台帳番号		交付年月日	昭和年月日
氏名		性別	年令
現住所			
元職名		1俸給	円
元勤務箇所		2扶養手当	円
退職年月日		3勤務地手当	円
交付願提出年月日		4寒冷地手当	円
退職手当 給与総額	円(A) 円(B)	5特殊勤務手当	円
給与日額	円 180	6超過勤務手当	円
手当日額	円(C)	7休日給	円
A C	日(D)	8夜勤手当	円
給付日数	180—D	9	円

(給与総額の内訳)

待期満了予定日 昭和年月日
支給開始予定日 昭和年月日
受給資格満了日 昭和年月日

処理経過

認定願		待期満了日	支給開始日	支給終了日
提出日	提出区分	受理日		
支給提出回数	提出区分	受理年月日	支給期間	就職支給付残支給額取扱者日数
			自	至

(失業者の退職手当支給台帳)

01026

期日数の間における失業の認定願			
任命権者 殿	提出年月日	昭和年月日	
	台帳番号		
	氏名	(印)	
	現住所		
	交付願提出年月日	昭和年月日	
待期日数	日		
待期日数にかかる昭和年月日から昭和年月日までの間ににおける職業の状況は下記の通りにつき、待期日数の間失業していたことを認定願います。			
失業日数	日	就職日数	日
職業又は求職の状況			
※待期日数の間における失業の認定			
認定願受理日	昭和年月日	認定願提出区分	
上記の願について、待期日数の間次の通り失業していたことを認定する。			
失業日数	日	待期満了日	昭和年月日
課長	係長	係員	主査

- 備考 1 待期日数は、失業者の退職手当受給資格者証交付願を提出した日(退職の当日提出したときは翌日)から起算すること。
 2 退職手当の支給を受けた者の失業者の退職手当の支給は、待期日数の経過後この認定願を提出した日から始まる。
 3 職業又は求職の状況欄には、その事項を具体的に詳細に記載すること。
 4 ※印の欄には記載しないこと。
 5 受給資格者証及びこの認定願を郵送する場合は、封筒の表面に「認定願在中」と朱書すること。

備考

一、派遣料中には食費及び寝具料を含むものとする。

二、二名以上の患者を看護する場合は一名に付右金額

の二割増とする。

三、患者の病気併発のときはその重い方の料金とする。

四、第一類の看護は準看護婦は認めない。

公 告

◇資格審査結果公告第八十号

(自昭和二十七年一月一日
至昭和二十七年一月三十一日)

昭和二十七年二月十九日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一、この表は、公職に関する就職禁止、退職等に関する

勅令（昭和二十二年勅令第一号）、市町村長の立候補

禁止に関する件（昭和二十二年勅令第三号）、昭和二

十二年勅令第一号施行に関する件（昭和二十二年閣令

内務省令第一号）及び昭和二十三年政令第六十二号の

四、資格審査の結果は次の通りである。

資格審査人員数 四十三名

非該当決定者 四十三名

(1) 審査を受けた公職及びその氏名

(2) 升任又は任命予定者

三、この表に掲載された者であつて、資格審査の完了した者の調査表は鳥取県庁に保管し、これを公衆の閲覧に供する。

四、資格審査の結果は次の通りである。

何人でも要求すれば前項の調査表を自由に閲覧することができる。

八 村 福壽 春吉

東 村 福壽 春吉

八 村 盛田 彰 倉見 徳雄 杉本 熊一

八 村 有岡 政雄 有本 静男 佐々木弘之

八 村 沢口 鶴藏 岡野 五夫 奥谷 傳六

八 村 中嶋 松雄 吉沢 重雄 浜口 健太郎

八 村 奥谷 勇

八 村 中下 龍

○國家地方警察巡查

渡辺 奇延

○市町村普通公職者

鳥取市 河崎 熊藏 山本 信行 中嶋 信夫

中西 義美 平田 正 谷沢 豊巳

中村 正直 浦木 勘治 山下 峻

村上 綾子 金居佐千子 若松壽美江

福田満壽子 中谷 良子 鈴木 銀子

森下 貞市 渡辺 操 小林 瑞美

南谷村 山脇 秋成

門脇 綾子

酒井 福藏

○鳥取商工会議所役員

山本 一男 岩崎達太郎

○公選による公職の候補者

○村長立候補者

八 村 花木 繁蔵 小畠 定雄 中村 茂正

正

誤

昭和二十六年十月十五日鳥取県訓令申第十九号第二十号及び第二十一号中誤植があるので次のように訂正する。

01029

01030

四	頁	段	行	誤	正
六	下	上	九	關係部長	關係の部長
二二	(6送達簿)	下	十、十一	課長又は課長の職務を代理する者 (以下「課長代理者」という。)	課長の受領印 の受領印
二三	二四	上	九	照会	照会、回答
二五	二六	下	四、五	發行名	發行者
二七	二八	二二	四	翌年度四月一日	翌年四月一日
三八	二九	三	五	主な簿冊	主なる簿冊
三九	四〇	六	六	知事の決裁	総務部長の決裁
四一	四二	二二	七	知事の決裁	総務部長の決裁
四二	四三	二二	八	各席長	主務課長
四三	(四三)の下	二二	九	各席長	主任出納員又は出納員
		二二	十	鳥取県小作主事印	第一号、別図(四四)方一八小作主事印
		二二	十一	(四四) 小作主事印	鳥取県
		二二	十二	鳥取縣	
		二二	十三		
		二二	十四		
		二二	十五		
		二二	十六		
		二二	十七		
		二二	十八		
		二二	十九		
		二二	二十		
		二二	二十一		
		二二	二十二		
		二二	二十三		
		二二	二十四		
		二二	二十五		
		二二	二十六		
		二二	二十七		
		二二	二十八		
		二二	二十九		
		二二	三十		
		二二	三十一		
		二二	三十二		
		二二	三十三		
		二二	三十四		
		二二	三十五		
		二二	三十六		
		二二	三十七		
		二二	三十八		
		二二	三十九		
		二二	四十		
		二二	四十一		
		二二	四十二		
		二二	四十三		
		二二	四十四		
		二二	四十五		
		二二	四十六		
		二二	四十七		
		二二	四十八		
		二二	四十九		
		二二	五十		
		二二	五十一		
		二二	五十二		
		二二	五十三		
		二二	五十四		
		二二	五十五		
		二二	五十六		
		二二	五十七		
		二二	五十八		
		二二	五十九		
		二二	六十		
		二二	六十一		
		二二	六十二		
		二二	六十三		
		二二	六十四		
		二二	六十五		
		二二	六十六		
		二二	六十七		
		二二	六十八		
		二二	六十九		
		二二	七十		
		二二	七十一		
		二二	七十二		
		二二	七十三		
		二二	七十四		
		二二	七十五		
		二二	七十六		
		二二	七十七		
		二二	七十八		
		二二	七十九		
		二二	八十		
		二二	八十一		
		二二	八十二		
		二二	八十三		
		二二	八十四		
		二二	八十五		
		二二	八十六		
		二二	八十七		
		二二	八十八		
		二二	八十九		
		二二	九十		
		二二	九十一		
		二二	九十二		
		二二	九十三		
		二二	九十四		
		二二	九十五		
		二二	九十六		
		二二	九十七		
		二二	九十八		
		二二	九十九		
		二二	一百		
		二二	一百一		
		二二	一百二		
		二二	一百三		
		二二	一百四		
		二二	一百五		
		二二	一百六		
		二二	一百七		
		二二	一百八		
		二二	一百九		
		二二	一百十		
		二二	一百十一		
		二二	一百十二		
		二二	一百十三		
		二二	一百十四		
		二二	一百十五		
		二二	一百十六		
		二二	一百十七		
		二二	一百十八		
		二二	一百十九		
		二二	一百二十		
		二二	一百二十一		
		二二	一百二十二		
		二二	一百二十三		
		二二	一百二十四		
		二二	一百二十五		
		二二	一百二十六		
		二二	一百二十七		
		二二	一百二十八		
		二二	一百二十九		
		二二	一百三十		
		二二	一百三十一		
		二二	一百三十二		
		二二	一百三十三		
		二二	一百三十四		
		二二	一百三十五		
		二二	一百三十六		
		二二	一百三十七		
		二二	一百三十八		
		二二	一百三十九		
		二二	一百四十		
		二二	一百四十一		
		二二	一百四十二		
		二二	一百四十三		
		二二	一百四十四		
		二二	一百四十五		
		二二	一百四十六		
		二二	一百四十七		
		二二	一百四十八		
		二二	一百四十九		
		二二	一百五十		
		二二	一百五十一		
		二二	一百五十二		
		二二	一百五十三		
		二二	一百五十四		
		二二	一百五十五		
		二二	一百五十六		
		二二	一百五十七		
		二二	一百五十八		
		二二	一百五十九		
		二二	一百六十		
		二二	一百六十一		
		二二	一百六十二		
		二二	一百六十三		
		二二	一百六十四		
		二二	一百六十五		
		二二	一百六十六		
		二二	一百六十七		
		二二	一百六十八		
		二二	一百六十九		
		二二	一百七十		
		二二	一百七十一		
		二二	一百七十二		
		二二	一百七十三		
		二二	一百七十四		
		二二	一百七十五		
		二二	一百七十六		
		二二	一百七十七		
		二二	一百七十八		
		二二	一百七十九		
		二二	一百八十		
		二二	一百八十一		
		二二	一百八十二		
		二二	一百八十三		
		二二	一百八十四		
		二二	一百八十五		
		二二	一百八十六		
		二二	一百八十七		
		二二	一百八十八		
		二二	一百八十九		
		二二	一百九十		
		二二	一百九十一		
		二二	一百九十二		
		二二	一百九十三		
		二二	一百九十四		
		二二	一百九十五		
		二二	一百九十六		
		二二	一百九十七		
		二二	一百九十八		
		二二	一百九十九		
		二二	一百二十		
		二二	一百二十一		
		二二	一百二十二		
		二二	一百二十三		
		二二	一百二十四		
		二二	一百二十五		
		二二	一百二十六		
		二二	一百二十七		
		二二	一百二十八		
		二二	一百二十九		
		二二	一百三十		
		二二	一百三十一		
		二二	一百三十二		
		二二	一百三十三		
		二二	一百三十四		
		二二	一百三十五		
		二二	一百三十六		
		二二	一百三十七		
		二二	一百三十八		
		二二	一百三十九		
		二二	一百四十		
		二二	一百四十一		
		二二	一百四十二		
		二二	一百四十三		
		二二	一百四十四		
		二二	一百四十五		
		二二	一百四十六		
		二二	一百四十七		
		二二	一百四十八		
		二二	一百四十九		
		二二	一百五十		
		二二	一百五十一		
		二二	一百五十二		
		二二	一百五十三		
		二二	一百五十四		
		二二	一百五十五		
		二二	一百五十六		
		二二	一百五十七		
		二二	一百五十八		
		二二	一百五十九		
		二二	一百六十		
		二二	一百六十一		
		二二	一百六十二		
		二二	一百六十三		
		二二	一百六十四		
		二二	一百六十五		
		二二	一百六十六		
		二二	一百六十七		
		二二	一百六十八		
		二二	一百六十九		
		二二	一百七十		
		二二	一百七十一		
		二二	一百七十二		
		二二	一百七十三		
		二二	一百七十四		
		二二	一百七十五		
		二二	一百七十六		
		二二	一百七十七		
		二二	一百七十八		
		二二	一百七十九		
		二二	一百八十		
		二二	一百八十一		
		二二	一百八十二		
		二二	一百八十三		
		二二	一百八十四		
		二二	一百八十五		
		二二	一百八十六		
		二二	一百八十七		
		二二	一百八十八		
		二二	一百八十九		
		二二	一百九十		
		二二	一百九十一		
		二二	一百九十二		
		二二	一百九十三		
		二二	一百九十四		
		二二	一百九十五		
		二二	一百九十六		
		二二	一百九十七		
		二二	一百九十八		
		二二	一百九十九		
		二二	一百二十		
		二二	一百二十一		
		二二	一百二十二		
		二二	一百二十三		
		二二	一百二十四		
		二二	一百二十五		
		二二	一百二十六		
		二二	一百二十七		
		二二	一百二十八		
		二二	一百二十九		
		二二	一百三十		
		二二	一百三十一		
		二二	一百三十二		
		二二	一百三十三		
		二二	一百三十四		
		二二	一百三十五		
		二二	一百三十六		
		二二	一百三十七		
		二二	一百三十八		
		二二	一百三十九		
		二二	一百四十		
		二二	一百四十一		
		二二	一百四十二		
		二二			